

## 地方独立行政法人静岡県立病院機構 第4期中期目標の策定に係る考え方及び骨子（案）

### 1 中期目標とは

#### (1) 法律上の位置付け

- ・ 定義（地独法第25条第1項） 「地方独立行政法人が達成すべき業務運営に関する目標」
- ・ 法定記載事項（同条第2項）

第1 中期目標の期間（3年以上5年以下で知事が定める期間）	第2 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	+
第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項	第4 財務内容の改善に関する事項	

前文  
法定記載事項ではないが、確認した全ての地方独立行政法人で記載

#### (2) 本県における位置付け

- ・ 「地方独立行政法人の特徴である自律性、機動性、柔軟性を最大限発揮させるとの観点から、目標期間中において達成すべき業務運営に関する知事の方針書」
- ・ 知事の方針書として、法人だけでなく、広く県民に伝えるとの観点から、分かりやすく、簡潔な構成及び表現とする（第1期～第3期と同様の考え方）

### 2 策定の考え方

